- 原判決中控訴人の被控訴人豊田村長に対する怠る事実の違法確認請求を棄却し た部分を取り消し、右請求に関する訴えを却下する。
- 原判決中の控訴人の被控訴人豊田村長に対する怠る事実の違法確認の訴えを除 くその余の訴えを却下した部分及び控訴人の被控訴人豊田村に対する請求を棄却し た部分に対する各控訴を棄却する。
- 訴訟費用は、第一、二審とも控訴人の負担とする。

#### 0 事実

# 第一 当事者の求めた判決

## 控訴人

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人豊田村長は、監査委員の勧告に従い決定(裁断又は裁定を含む。) Aに通告した内容を自己の責任において果たし、また、公有(国有)地と民有 地との境界を明確にせよ。
- 控訴人の昭和五〇年一〇月二日付監査請求に対して豊田村監査委員がした監査 3 結果は違法であることを確認し、かつ、同監査結果を取り消す。
- 被控訴人豊田村長が長野県下水内郡<地名略>先の村道飛山道路敷地上に隣接 土地所有者のブロック塀がはみ出して設置されているのに同塀のはみ出し部分を撤 去させて道路敷を確保すべき措置をとらないことは違法であることを確認する。
- 被控訴人豊田村は、控訴人に対し、金一万円を支払え。
- 被控訴人ら

## 控訴棄却

# 当事者の主張

当事者双方の主張は、次のとおり付加又は訂正するほかは、原判決事実摘示のとお

りであるから、これを引用する。 一 原判決書二枚目裏七行目に「村道飛山道路」とある上に「被控訴人豊田村の管 理する」を加え、「、本件村道」とあるのを「「本件村道」」と、同八行目から九行目にかけて「国から本件村道の管理を委任されており、」とあるのを、「道路法九〇条二項に基づきこれを国から無償貸付けを受けて」と、同一〇行目から一一行目にかけて「、二三一五番」とあるのを「二三一五番」と改める。

「原判決書三枚目裏七行目に「財産管理」とあるのを「財産である本件村道の敷料体の管理としませる。

地使用権の管理」と改める。

三 原判決書四枚目表末行から同裏一行目にかけて「二四二条一項」とあるのを 「二四二条の二第一項」と、同一行目に「申立」とあるのを「申立て」と改め、同 二行目に「求める。」とある下に「なお、右各訴えは、右規定以外の規定に基づく 民衆訴訟として提起したものでも、行政事件訴訟法三条一項にいう抗告訴訟として 提起したものでもない。」を加える。 四 原判決書五枚目表三行目に「支払」とあるのを「支払い」と改める。 五 原判決書五枚目表元行目に「取り消し」とあるのを「取消し」と、同一一行目

及び同裏四行目に「申立」及び「訴」とあるのをそれぞれ「申立て」及び「訴え」 と改め、同四行目の次に次のとおり加える。

また、地方自治法における用語につき、同法二三七条は、「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいうものとし、同法二三八条は、「公有財産」とは不動産、船舶等、地上権・地役権・鉱業権その他これらに準ずる権利、株券・社債券等をいうとし、同法二四〇条は、「債権」とは金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいうとしている。そして、右地上権・地役権・鉱業権その他これらに進ずる権利としては、シル佐族、10年、治業権・地で推済を持ち 準ずる権利としては、永小作権、入会権、漁業権、採石権等をいい、占有権、水利 権、担保物権、賃借権等はこれに該当しないと解されている。それゆえ、被控訴人 豊田村が本件村道の敷地について有する道路法九〇条二項に基づく使用権は、同被 控訴人の財産を構成しないものというべく、したがつて、その管理を違法に怠る事 実があつても、住民訴訟の対象とはなりえない。 六 原判決書五枚目裏一〇行目に「果した」とあるのを「果たした」と改める。

第三 証拠関係(省略)

#### 〇 理由

控訴人の被控訴人豊田村長に対する訴えの適否について

怠る事実の違法確認の訴えを除くその余の訴えについて

当裁判所も、右訴えは不適法として却下すべきものと判断するものであり、その理 由は、原判決書八枚目表六行目から同九枚目表七行目までと同一(ただし、同八枚 目表末行並びに同九枚目表四行目及び五行目に「申立」とあるのを「申立て」と、 同八枚目裏一行目及び同九枚目表六行目に「訴」とあるのを「訴え」と改める。) であるから、これを引用する。

二、怠る事実の違法確認の訴えについて

1 地方自治法二四二条の二第一項三号の規定に基づく怠る事実の違法確認の訴えの対象となるものは、同法二四二条一項所定の普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実に限られるものである。このことは、右各規定の文言上明らかである。しかも、怠る事実の違法確認の訴えのうち財産の管理を怠る事実を対象とするものは、同法二三七条が「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と定め、しかも、同法二三八条が公有財産について、同法二三九条が物品について、同法二三九条が物品について、同法二三九条が物品について、

」と定め、しかも、同法二三八条が公有財産について、同法二三九条が物品について、同法二四〇条が債権について、同法二四一条が基金についてそれぞれ定義しているのであるから、右にいう意味における財産の管理を怠る事実を対象とするものであることを要する。

で2 ・ で3 ・ で4 ・ で5 ・ で5 ・ で6 ・ で6 ・ で7 ・ で7 ・ で7 ・ で8 ・ で7 ・ で8 ・ で7 ・ で8 ・ で8 ・ で7 ・ で8 ・ で8 ・ で8 ・ で7 ・ で8 

3 よつて、控訴人の本件怠る事実の違法確認の訴えは、不適法であつて却下を免れない。

第二 控訴人の被控訴人豊田村に対する請求の当否について

当裁判所も、控訴人の右請求は理由がないと判断するものであり、その理由は、原判決書一四枚目表三行目の「次に、」から同一五枚目裏一〇行目までと同一(ただし、同一四枚目表一〇行目の「前掲」から同一二行目の第八号証」までを「原本の存在と成立に争いのない甲第七ないし第九号証、乙第三四ないし第三六号証、成立に争いのない乙第三九号証」と、同一五枚目表末行の「しかして、」から同裏六行目の「できず」までを「右認定の事実によれば、控訴人が第二回目の意見陳述の機会に意見陳述を終了しなかつたことが控訴人主張のように豊田村監査委員の違法な公権力の行使によるものであると認めることはできず」と改める。)であるから、これを引用する。

第三 結論

(裁判官 林 信一 宮崎富哉 石井健吾)

(原裁判等の表示)

- 主文
- 原告の被告豊田村長に対する訴のうち、怠る事実の違法確認請求(申立第三 を棄却し、その余の訴(申立第一、第二項)を却下する。
- 原告の被告豊田村に対する請求を棄却する。
- Ξ 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 事実
- 第一 当事者の申立

(原告)

- 被告豊田村長は監査委員の勧告に従い決定(裁断または裁定を含む。)し、A に通告した内容を自己の責任においてはたし、また公有(国有)地と民有地との境 界を明確にせよ。
- 原告の昭和五〇年一〇月二日付監査請求に対し豊田村監査委員がなした監査結 果は違法であることを確認し、かつ同監査結果を取り消す。 3 被告豊田村長が、<地名略>先の村道飛山道路敷地上に隣接土地所有者のブロ
- ツク塀がはみ出して設置されているのに、同塀のはみ出し部分を撤去させて道路敷 を確保すべき措置をとらないことは違法であることを確認する。
- 被告豊田村は、原告に対し、金一万円を支払え。 (被告ら)
- 本案前の申立
- 原告の申立第一、第二項記載の訴を却下する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。 2
- 本案の申立
- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 原告の主張

(請求原因)

- 原告は豊田村の住民である。
- 村道飛山道路(以下、本件村道という。)の敷地は国有地であるところ、豊田
- 村は国から本件村道の管理を委任されており、その使用権を有するものである。 三 本件村道がく地名略>の土地に接している部分の道路敷地上には、く地名略>の土地所有者であるAの所有するブロック塀がはみ出して設置されている。被告豊 田村長は右ブロツク塀のはみ出し部分を撤去させ、正常な道路敷を確保すべき財産 管理の義務があるのに、これを怠つている。
- そこで、原告は、昭和五〇年一〇月二日、豊田村監査委員に対し、本件申立て 第三項記載と同一の怠る事実があるとして、その監査を求め、当該怠る事実を是正
- するに必要な措置を講ずべきことを請求した。 五 1豊田村監査委員は、監査の結果、同月二六日付で、被告豊田村長に対し、地方自治法二四二条三項に基づく勧告をなし、原告に対し、右監査結果及び勧告の内 容を通知した。その要旨は、「<地名略>及び<地名略>の土地と本件村道が接し ている部分において調査したところ、現在施行中の舗装工事計画においてはニメー トル四〇センチメートルの有効幅員しかなく、あるべき幅員九尺(約二メートルセ 三センチメートル)に比し不足しているから、右地点における幅員の確保に努めら れたい。」というのである。
- 2 しかしながら、原告が監査請求において主張したところの要点は、本件村道の 道路敷上に私人のブロック塀が設置されてあるのは被告村長が村の財産管理を怠つ ているためであると考えられたので、その点について監査を求めたものであるか ら、前記監査結果は原告の監査請求に対応したものとはいえず失当である。従つ て、右監査結果は違法であり、取り消されるべきである。
- 六 1 監査委員の前記勧告を受けた被告豊田村長は、昭和五〇年一一月二七日付 で、Aに対し、本件村道の<地名略>及び<地名略>に接している地にある生垣 (樹種不明)の箇所は九尺の道路幅員がとれないので、これを同月三〇日までに撤 去するよう通告し
- その旨監査委員に通知した。そして、監査委員は当該通知にかかる事項を原告に通 知した。
- 2 しかしながら、右通告を受けたAは右通告の内容を実行していない。このよう な場合、被告豊田村長は、同人に通告したことを実行させる義務があり、同人が実 行しない場合には代つてこれを実行する義務がある。また、本件村道と<地名略> の土地との境界は明確でない状態にあるので、本件村道の道路管理の責任を負つて

いる被告豊田村長としては右境界を明確にする義務がある。 七 よつて、原告は、被告豊田村長に対し、地方自治法二四二条一項の規定に基づ いて、原告の申立第一ないし第三項記載の判決を求める。

八 原告が被告豊田村に対し損害賠償を求める理由は次のとおりである。すなわ ち、原告の請求による監査が行なわれるについて原告には合計三回の意見陳述の機 会が与えられたが、その第二回目の意見陳述の機会に、豊田村監査委員は、原告の 提出した証拠書類の記載内容の訂正を求め、原告がその訂正に応じなければ意見陳 述の続行を許さないとしてこれを拒絶した。そのため、原告は、本来二回の意見陳述の機会で終了するはずのところ、第三回目の意見陳述の機会を必要とせざるをえ なくなった。したがつて、原告は、同監査委員の右意見陳述の拒絶という違法な公 権力の行使により、第三面目の意見陳述の機会における手間代(日当)相当額金-万円の損害を蒙つたので、被告豊田村に対し、国家賠償法一条一項の規定に基づ き、損害賠償金一万円の支払を求める。

第三 被告らの主張

(本案前の主張)

地方自治法二四二条の二の規定による住民訴訟とは、地方公共団体の機関または職 員による違法な公金の支出、財産の取得、管理、処分その他一定の財務会計上の行 為または怠る事実について、当該行為の差止め、取り消しまたは無効確認、当該怠 る事実の違法確認、損害賠償等を求めて提起する訴訟をいうものである。しかる に、原告の申立第一項記載の訴は、一定の具体的な行政措置をとるべきことを内容 とする作為を命ずる給付を求めるものであるから不適法である。また、同法二四二 条の二は、右のように特別な争訟制度を定めたものであり、監査委員の勧告内容に 不服がある場合においても当該勧告自体を訴訟の対象とすることはできないから、 原告の申立第二項記載の訴は不適法であり却下を免れない。

(本案の答弁及び主張)

- 請求原因第一項は認める。
- 同第二項は認める。
- 同第三項は否認する。

被告豊田村長は監査委員の勧告にしたがつて本件村道の有効幅員の確保を果したか ら、なんら村の財産管理を違法に怠つてはいない。

同第四項は認める。

五 同第五項中、1は認め、2は否認する。

豊田村監査委員は、原告の請求による監査の結果、本件村道が<地名略>の土地に 接する部分においては三メートル余の道路幅員が確保されており、昭和六年から同 九年にかけて従前の道路幅員約五尺(約一・五メートル)を九尺(約二・七三メー トル)に拡幅した経過に照らして、本件村道のあるべき幅員は確保されているから、本件村道敷地上に私人の所有するブロック塀が存するとの原告主張事実は認め られないと判断した。しかし、本件村道がく地名略>の土地に接する部分において は、同所に私人の所有する生垣が存するため同所の道路幅員が約二・四メートルし か確保されておらず、前記あるべき道路幅員に不足しているので、昭和五〇年一 月二六日、被告豊田村長に対し、同所についてあるべき有効幅員九尺の確保に努め るよう勧告した。

六 同第六項中、1は認め、2は否認する。

被告豊田村長はAに対し同生垣の撤去を通告したところ、同人はこれに応じて右生垣を撤去した。したがつて、本件村道がく地名略>及びく地名略>に接する部分 は、現在、二・八三メートルのあるべき有効幅員は確保されているものである。 七 同第七項は争う。

八 同第八項中、原告の請求による監査が行なわれるについて合計三回にわたり原 告に意見陳述の機会が与えられたことは認めるが、その余は争う。

第二回目の監査期日において紛糾が生じたのは、客観的事実に反する原告の独善的 な証拠の説明書に起因するものである。したがつて、監査委員が誤つた記載の訂正を求めたのは当然のことであり、右期日に実質的な監査が進行しなかつたからといってそのことについて監査委員に過失はない。

第四 証拠(省略)

〇 理由

本案前の判断

原告が豊田村の住民であること、原告が本件村道につき被告豊田村長には違法にその管理を怠る事実があるとして、豊田村監査委員に対し監査請求をなしたこと、同

監査委員が被告豊田村長に対し請求原因第五項1記載のとおりの勧告をなしたこ と

被告豊田村長がAに対し同第六項1記載のとおりの通告をなしたこと、以上の各事 実は当事者間に争いがない。

被告豊田村長は、本案前の抗弁として、原告の申立第一、第二項記載の訴は、地方自治法二四二条の二の規定による住民訴訟の類型にいずれもあたらないから不適法であると主張するので、まずこの点について検討する。地方自治法二四二条の二は、普通地方公共団体の住民が同法二四二条第一項の規定

地方自治法二四二条の二は、普通地方公共団体の住民が同法二四二条第一項の規定による請求をした場合において、同条第三項の規定による監査委員の監査の結果がしくは勧告若しくは同条第七項の規定による普通地方公共団体の長の措置に不明の規定による普通地方公共団体の長の措置に不明の期間内に行なわないとき、若しくは長が同条第七項の規定による措置を認定による指置を認定による。若見には長が同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実にも見いる。右規定によれば、監査を請求した普通地方公共団体の住民が裁判所に表示できるのは、監査を請求した普通地方公共団体の住民が裁判所に掲げる請求に限られているところ、原告の申立第一、第二項記載の項に表示に表示である。したがつて、第二項記載の第二に規定する住民訴訟としては許されないものであるといればならない。

そこで、右各訴が住民訴訟以外の「民衆訴訟」として許されるかにつき考えるに、 かかる請求の訴を提起できる旨を定めた法律は存しないから、不適法であるといわ なければならない。

更に、右各訴が行政事件訴訟法三条一項にいう「抗告訴訟」として許されるかについて検討するに、原告の申立第一項記載の訴は行政機関に対し行政上の行為をなら、特段の場合でない限り、裁判所としては行政機関に対しかような行政上のをなすべきことを命ずる裁判をなす権限を有しないものであるところ、本件が海をなすべきことを命ずる裁判をなすを限められないがあるところ、本件が適にあるとは認められないから、原告の申立て第一項記載の訴は不適法を求めるければならない。また、監査結果が抗告訴訟の対象とな行政処分にあるといればならない。また、監査結果が抗告訴訟の対象とな行政処分に表することができるに対し、右監査結果に不服があるときは直ちに対し、対し、立て、方に世よの事立に掲げる計画の訴は不適法であるというで、方に世よ原告の申立第二項記載の訴は不適法であるといわばるをえない。

第二 本案の判断

一本件村道の敷地が国有地であること、被告豊田村が国から本件村道の管理を委任されており、その使用権を有することは、当事者間に争いがない。

二 原告は、本件村道がく地名略〉の土地に接する部分に私人の所有するブロック 塀がはみ出して設置されているのに、被告豊田村長がこれを撤去させて正常な道路 敷の幅員を確保する措置をとらないことは、村の財産管理を違法に怠る事実がある と主張するので、以下、この点について判断する。

「京本のないでは、「一年では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日は、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日

昭和四九年に本件村道として認定を受けたが、前記昭和九年の改修工事以降昭和五〇年に舗装改良工事が計画されるに至るまでの間に拡幅工事がなされた形跡はないこと、以上の各事実を認めることができ、甲第九号証及び乙第三六号証の各記載並びに原告本人尋問の結果中、右認定に反する部分は、前掲各証拠に照らしてにわかには措信できず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。右認定事実によれば、本件村道敷地の現在あるべき幅員は、最低二・八メートル以上であると認めるのが相当である。

きないといわなければならない。 そして、前掲甲第一、第二号証、乙第四〇号証、成立に争いのない乙第七号証、証 人B (第一回) の証言により真正に成立したものと認められる乙第二九号証、第三 -号証、第三二号証の一、二、同証言により昭和五三年二月一日当時の本件村道の 写真であると認められる乙第三〇号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと 認められる乙第四一号証の二、弁論の全趣旨により昭和五四年一月三〇日当時の本 幅員が二・八メートル以上存在することを確認したが、<地名略>及び<地名略> の土地に接する部分に所在するA所有の生垣の箇所の本件村道敷地の幅員は一部 ニ・ハメートルに足らない地点の存することが判明したこと、そこで、被告豊田村 長は前記のとおりAに対し本件村道の道路敷の幅員二・八メートル内に存する生垣 部分の撤去を通告したこと、右生垣部分についてA自身においてこれを撤去しなかったため、豊田村建設課職員が同人の承諾を得たうえこれを撤去して二・八メートル以上の道路敷地の幅員を確保したこと、また、被告豊田村長は、右勧告当時施工 中であつた本件村道の舗装改良工事の計画では最少幅員が二・四メートルとされて いたので、これを最少二・八三メートルに変更し、これにしたがつて右工事を完了 したこと、現在本件村道は、原告主張の箇所を含めていずれも二・八メートル以上 の道路敷地の幅員が確保されており、前記A方のブロツク塀のある部分における道 路敷地の幅員は三・一二メートルないし三・三八メートルあること、以上の各事実 が認められ、右認定を左右するに足る証拠はない。

してみれば、本件村道敷地がく地名略>の土地に接する部分において、A方のブロック塀によつて侵害されているものとは認めがたく、ほかに右ブロック塀が本件村道敷地を侵害していることを認めるに足りる立証のない本件では、被告豊田村長に、その財産管理を違法に怠る事実があるとする原告の主張は理由がないものというべきである。

三次に、原告は、豊田村監査委員がその職務を行うについて違法な公権力の行使があつたため、原告は一万円の損害を蒙つたので、被告豊田村は国家賠償法一条一項により損害賠償責任を負うと主張するので、この点について判断する。原告の請求による監査が行われるについて合計三回にわたり原告に意見陳述の機会が与えられたことについては当事者間に争いがなく、前掲甲第九号証、乙第三六号証、成立に争いのない乙第三四、第三五号証、第三九号証、原本の存在と成立に争いのない甲第七、第八号証、証人D、同Cの各証言及び同証言により真正に成立したものと認められる甲第五、第六号証、乙第三八号証、証人B(第一回)の証言、

してみれば、原告の被告豊田村に対する国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないものというべきである。四 以上の次第で、原告の被告豊田村長に対する訴中、原告の申立第一、第二項記載の部分は不適法であるからこれを却下し、その余の請求及び原告の被告豊田村に対する請求は失当であるからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。